

令和2年度 難波宮跡整備計画検討委員会議（持ち回り開催） 会議録要旨

1 日 時 令和2年11月13日（金）～12月7日（月）

2 場 所 大阪市役所本庁舎ほか

3 出席者

難波宮跡整備計画検討委員会議委員 足立委員・加我委員・國下委員・中尾委員・弘本委員・前川委員・増淵委員（7名）

（八木委員は事情により欠）

大阪市教育委員会事務局総務部 文化財保護課

大阪市建設局公園緑化部 調整課

大阪府都市整備部都市計画室 公園課

大阪府教育庁 文化財保護課

4 内 容

〔議案〕

- 1 史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画（案）について
- 2 その他（市場調査の結果について）

〔議事要旨〕

事務局（大阪市建設局）より、議案1の整備基本計画の内容が今回の市場調査の結果に関係するため、議案1に先立って議案2の説明。本市が求める歴史公園として集客・観光に資する提案があったことから、北部ブロック全域を対象とした民間事業者公募は可能と考える。

その後、議案1の説明と意見聴取を行った。整備基本計画（案）は第1～5章の構成。このうち第1～3章は「保存活用計画」の要約で、第4章の「基本理念」「基本方針」も「保存活用計画」をふまえたものなので、第5章「整備基本計画」について、動線や地区区分（ブロック）、遺構の表現、案内解説施設、植栽、建物（便益施設等）、環境保全（眺望）、公開・活用といった整備計画、および短期計画と長期計画それぞれの概要について説明した。

各委員から出された質問や意見と、それに対する事務局の回答について、主要なものは以下のとおり。

【整備基本計画の記述法について】

- ・第5章の初めに記述される【遺構の性格】【立地等の条件】が過不足なく書けているかを確認してほしい。それに沿ったように行うのが整備の方針であり、その後の「地区区分（ブロック）計画」の整備内容につながっていくもの。
- ・「難波宮」「難波宮跡」「大阪城」「大坂城跡」「大坂城天守」「大阪城天守閣」といった用語の使い分けが適切か確認を。

【北部ブロックの整備や遺構表示について】

- ・北部ブロックは南部ブロックと一体的な整備をしなければならない。北部ブロックの東の史跡部分は従来どおり教育委員会が中心となって行政が整備し、その状況をふまえて、史跡部分の整備と合うように西の指定外部分（NHK跡地）を民間活力で整備するかたちであるべき。（事務局から）史跡の遺構表示がこの公園の最重要。それを行政側でこうあるべきと整理したうえで、西の指定外部分は大きなゾーニング等の考え方は定めながら事業者提案してもらおう。ただし、現場での工事は、これまでは史跡部分と別々に施工していたが、P-PFI制度の導入により一体的に整備を行ったほうが良いと考えている。
- ・北部ブロックの西の指定外部分には従来から「プロムナード機能」をもたせることを考えてきたが、北と南とにエントランスを設定し、史跡部分との間に動線を設定したことで、史跡部分

- の西側と一体化した「プロムナード」としての機能をもつという考え方が明確に示されている。
- ・北部ブロックの西の指定外部分における便益施設は低層であることが必要だが、その手法として地下利用を考えてはどうか。
 - ・北部ブロックの西の指定外部分における便益施設は、史跡指定地外なので、少し高いところから史跡全体や大阪城を展望できる施設も考えられる。また、史跡に関する基本情報を得られるところが主たる機能であるべき。展望できるテラスカフェを設けるとしても、建物は低層であることが前提。
 - ・北部ブロックの遺構表示として、後期難波宮内裏正殿は高床式の和風建築であり、大極殿基壇と視覚的に区別できる表示案が必要である。
 - ・後期難波宮内裏正殿の遺構表示は中途半端にリアルでないほうが良い。ARやVRなどを導入したときに阻害しないようにしておく。
 - ・回廊等の遺構表示について、一部が良いので、調査時の実測図を陶板にプリントするなどの工夫ができるのでは。

【歴史の情報発信について】

- ・歴史の情報発信は必要だが、コンテンツの学術的なクオリティを維持していく体制が必要。公園と文化施設とを一体で指定管理するケースがけっこうあるが、公園管理はできても文化施設の専門性を担保するのが難しく、そこがおろそかになるという問題がある。
- ・SNSやVR、ARなど時代を先取りする技術で大阪の産業力を示す場とすれば良い。古（いにしえ）の歴史の舞台で大阪の技術力を見せられたら映えるのではと思う。
- ・ボランティア等の人たちが整備の段階から関わると愛着も深まる。コンテンツの学術的なクオリティを維持していく体制が必要。

【案内・解説施設について】

- ・案内・解説施設では多言語表示のことを盛り込むべき。
- ・解説板については、発掘調査の過程や調査成果を丁寧に反映させたものやプロセスを説明したものが、作成者が関わっている姿勢がわかって好感もてる。
- ・難波宮跡はかなり早い段階で発掘調査が始まって、史跡指定や整備が行われてきたことはわが国の史跡の保存や整備の歴史のうえで重要なので、今後の整備についてもこれらの経過や歴史性を示すことが必要。

【南部ブロックの整備について】

- ・南部ブロックの短期計画での整備はどのようなものか。修復は必要ではないか。樹木を整理して朝堂院の朝庭（中央の広場）部分をイベントに活用しやすいようにすべき。
（事務局から）後期朝堂の再整備工事（12堂⇒8堂形式）は、西南部の現西第三堂の遺構表示のなかに貯水槽が埋設されており、その移設を含めた工事が大がかりなものになるので今回の短期計画では難しい。南部ブロックは北部ブロックと一体的にサインを整備する。
- ・後期大極殿院を将来復原する計画も盛り込んでほしい。前期は阪神高速があること、瓦を使用しないので維持管理が難しい、復原案が学術的に確立できていないことから後期が良い。整備の最後ではなく、市民の関心を得るためには早めに行いたい。

【その他】

- ・南部ブロックの大極殿基壇から大阪城公園を見たとき、天守閣は何とか見えるが、樹木がかなり景観の障害になっている。大阪城公園の南側の樹木の低木化をはかってほしい。
- ・「市民、周辺住民等の協働、参画を図る」は重要なことだが、難波宮ではこれまであまりできていない。かつては法円坂住宅の人たちやNPOとの連携があったが、今はできていない。
- ・万博があることで、国際的な立ち位置が出てきたと思う。難波宮は大阪の大切な歴史的な宝である。中国や韓国を含めたアジアの歴史という大きな位置づけのなかで、これをきっかけに長いスパンでの地域づくりを行う必要がある。

- ・常に時代は変化しているので、何かがあったときに対応できるようなことを常に考えた計画が必要。

以上のような意見が出された。

以上